

## パーソナル・ステイトメント

小椋 智子

### 1、法曹を志した理由と、法曹資格取得後に目指すもの

私は、当事者が納得できる結論を出すことのできる、公正中立な裁判官を目指しています。

私が裁判官を意識したのは、小学生のころです。私の両親が社会勉強のために裁判傍聴に連れて行ってくれ、そこで裁判官の姿を見て憧れました。

最終的に裁判官を目指すことにしたのは、以下の理由からです。裁判は紛争が最後に行きつく場であるため、ここで当事者が納得できるような判断を出すことの重みがあります。近年ではADRや調停といった裁判外での紛争解決手段も活用されつつありますが、厳格な手続に従って進行する裁判への需要・期待はなお高いと考えます。そのため、裁判という場で紛争解決の一端を担いたいと思いました。加えて裁判では、どうしても当事者間で訴訟を進行する能力の差が生じてしまいます。特に本人訴訟においては、この差を修正できるのは裁判官であると考えます。したがって、当事者間の実質的公平を裁判官という立場で図っていきたいと思いました。

当事者間の実質的公平の大切さを学んだのは、大学で行っていたノートテイクボランティア活動においてです。これは、聴覚が不自由な学生（テイク利用者）が授業を受ける際の補助をするものです。このボランティアの講習会では「必要以上にテイク利用者を手助けしないように」と指導されました。しかし、時にイントネーションや話す表情によって、言葉に独特の意味が加わる場合があります。このような場合、聞こえてきた言葉をそのまま書き取るだけでは、テイク利用者が他の学生には伝わる意味を理解することができず、実質的に不利益を被ることになります。そこで、私は可能な範囲でそういったイントネーションや表情を言葉とともに書き取るようにしていました。裁判においても、裁判に不慣れな当事者が不慣れさゆえに実質的不利益を被ることが想定されます。中立性を害しない程度でそのような不利益を防止することは、公平な裁判への国民の期待に応えるものであると考えます。

### 2、学業上の成果

当事者が納得できる妥当な結論を導くためには、広く深い知識と思考過程を的確に表現する能力が必要となります。そのため、私は学部において主要7法を学ぶとともに、一般教養科目も積極的に履修し新書を読むなどして、一般教養の獲得にも努めました。また、3年次から所属した会社法ゼミナールでは、自己の意見を発表し、それに対する批評を受けることを経験し、自己の主張の客観的な説得性を測ることができました。

なお、上記のような活動が認められ、平成24年度中央大学やる気応援奨学金法曹部門を受給することができました。また、経済的な事情によりロースクールに通うのが困難だったため司法試験予備試験を検討し、大学4年次に平成25年司法試験予備試験に合格し

ました。

### 3、社会経験

正社員として働いたことはありませんが、大学1年次から今までアルバイトを続けてきました。長期間のものを挙げると、大学2年次から今まで、大学生協の食堂と、刑事事件専門の法律事務所でアルバイトをしています。特に法律事務所では、現場の張りつめた空気や弁護士の仕事の重みを肌で感じることができました。

### 4、経済的支援を必要とする理由

私の家庭は、生活保護を受給しています。私の弟は幼少期に医療ミスに遭い、重度の障がいを負っています。父親は70歳であるため働けず、母親も弟の介護で働くことができない状態です。私は大学時代の学費・生活費は奨学金とアルバイト代でまかなっていましたが、修習中はそのアルバイトができなくなってしまうため、経済的支援が必要です。

以上